

第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ、今此に大御神の授賜ふ時を以云は、鏡第一なることは更なり、次には劔、其次に玉なるべし、○中略然はあれども天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしまゝの物にましませば、傳持給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり、後世に神璽と申すは、此玉の御事なり

〔三種神符考堀直〕

この三くさの御寶の次第を、人々の心々さまゝにあげつらひまつれど、實は大御神○天照大神の大御心を、いかで凡夫の身のはかなきさとりもて推量りまつるべき、既に云如く、もとは三種共に、邇々藝命の皇御國をまらし給へるにつきて、大御神より傳へ授け給へる御璽にて、こは食國を保ち給ふに此神璽なくてはかなふまじき由の御言は、記事古紀日

本書共に見えずして、實は唯皇御孫命の天降ますにつきて、くさゝの御品はいづれなるも天津神の作りまし、物にて、又有難きくすしき御寶なれば、皇御孫をいつくしみおもほし給ふ御心より、五伴緒の神たちに添給ひて傳へ授け給へるなめれば、いづれを第一第二なごきはやかなるけぢめはあらざるべし、されど強て試みに申まつらば、御玉御鏡御劔とも次第まつるべきか、然思ひとらるゝ由は、記紀共に句玉を第一に載たるか上に、記紀又共に岩屋戸の段に、御璽をば上枝につけられ、御鏡は中枝にとあるを思ひ合せて、上枝なる御玉を第一とし、中枝なる御鏡を第二とし、御劔は此二くさよりもや、後の物なる故に第三とはいへるなり、されどかくあげつらひまつるも、すべてうけばりていへるには非ず、後學猶考ふべし、

神器授天孫

〔古事記上〕爾天照大御神、高木神之命以、詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜、降坐而知看、爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答白、僕者將降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命、此子應降也、此御子者、御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命、生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命柱二也、是以隨白之、科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦